

令和8年度農業協同組合検査基本方針 (検査方針及び重点検査事項)

農業協同組合は我が国の農業の生産・流通や農業者の生活の向上の面で大きな役割を果たしており、農業が持続的に発展していくためには、農業協同組合の健全な経営を確保することが不可欠である。

また、不祥事等のリスク事案が後を絶たないことから、法令等遵守態勢及び内部けん制態勢の整備・強化並びに適切な組織の内部統制の確立が引き続き強く求められている。

このような状況を踏まえ、検査の実施に当たっては、以下の点を基本に据え、新潟県農業協同組合検査実施要綱の各チェックリスト等に基づき検査を行うとともに、下記の検査方針及び重点検査事項により実施することとする。

なお、検査に当たっては、検査対象者の負担軽減に配慮し、台風・地震等の自然災害が発生した場合には、被害状況等に応じ、柔軟に対応することとする。

- 1 検査開始前、検査中を通じて入手した情報や検証内容を基に、各検査対象者が持つリスクの所在を分析した上で検証する。
- 2 問題点については、検査対象者との間で共通認識の下に、本質的な改善が図られるよう、双方向の議論等により、原因を分析し、解明に努める。
なお、問題点の原因分析・解明に当たっては、態勢整備の状況について十分に検証し、的確な実態把握に努めた上で行うものとする。
- 3 指摘事項については、その根拠を把握し、具体的かつ論理的に示すとともに、非違事実（現状）並びに当該非違事実の背景にある内部統制・管理上の不備・欠陥及びリスク管理上の課題・問題点を具体的に示すよう努める。

記

1 検査方針

(1) 社会情勢の変化等を踏まえた検査

検査対象者を取り巻く環境変化を的確に踏まえ、プロセス・チェックに基づく検査を行う観点から、以下の事項に取り組む。

特に、法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等の金融犯罪が増加している状況において、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策（以下「マネロン等対策」という。）に係る取組の有効性の検証に重点を置くほか、不祥事等のリスク事案（役職員の関与した犯罪行為、各種法令等に違反する行為等）の再発防止、財務状況の健全性の確保等については、引き続き厳格な検査を行う。

ア 全県的な視野からの横断的な検証の実施による検査業務の質的向上

イ 情勢の変化に即応した機動的な検査による効率性の向上

ウ プロセス・チェックに基づく検査の深化に向けた検査手法等の開発

(2) 重要なリスクに焦点を当てた検査

検査対象者について、その設立目的、事業内容、財務状況、過去の検査結果、取り巻く環境等を踏まえたリスク・プロファイリングにより、経営上の重要なリスク及び検査対象者に共通する課題に焦点を当てた検証を実施する。

なお、検証に当たっては、ルールに基づく個別事案の取扱いの適切性の検証のみに留めるのではなく、重要なリスクのある事案については、理事会や理事等による管理態勢にまで視野を広げた検証（プロセス・チェック）を実施する。

(3) 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

市場リスク、信用リスク等のリスクカテゴリーごとの内部統制等の不備又はリスク管理上の問題点を重点的に検証し、検出された非違事項の背後にある問題の本質的な改善を促すとともに、検査対象者が指摘の趣旨を正しく理解し改善に着手できるよう、双方向の議論を行うことにより、効率的かつ効果的な検査を実施する。

(4) 検査対象者の負担の軽減

検査に当たっては、検査対象者から提出を受ける資料の削減及びペーパーレス化に努めるとともに、検査対象者の規模及び事務負担に配慮した資料提出期限を設定する。また、総（代）会又は株主総会の開催日、会計監査人監査の監査日程等に可能な限り配慮して検査日程を決定するなど、検査対象者の負担軽減に配慮する。

さらに、デジタル技術の汎用化を踏まえ、オンライン会議システム等を用いた書面検査を適切に組み合わせるなど、必要に応じて検査手法を検討する。

(5) 的確なリスク・プロファイリングの実施

検査の実施に先立ち、業務の特性及び検査対象者の規模に配慮した効率的かつ深度ある検査を実現するため、以下により、的確なリスク・プロファイリングを実施する。

ア 事業報告書等を精査することにより、業務特性のほか、経営方針、組織再編の方向・人員体制等の近年の傾向を把握するとともに、指導部署（団体指導検査室指導第1係）との連携の下、オフサイト・モニタリングの手法を活用して、検査対象者の横断的な課題を把握する。

イ 指導部署を交えた事前打合せ等の実施により、指導監督面から見た問題点等について十分に把握する。

ウ 過去の検査結果、改善状況報告等の内容について十分に把握する。

特に前回検査指摘事項のうち、繰り返し同様の指摘を受けている事項、不祥事等のリスク事案に繋がりがねない事項など、指導部署が重点指導事項としたものについては、取組状況を事前に十分把握し、検査においてその妥当性を検証する。

(6) 指摘根拠の明示及び改善を要すべき事項の明確化

検査書については、検査対象者の経営改善に向けた取組を促すよう、指摘等の根拠を明確に示すとともに、態勢面の問題点を的確に指摘した上で、分かりやすい表現を用いることとする。

また、検査指摘事項に関しては、必要な範囲において根拠規定や当該非違を証明する帳簿、伝票及び証拠書類の写しを検査対象者から徴求する。

(7) 指導部署等との情報共有等

指導部署との間で双方向での密接な連携・情報交換を図ることとし、指導部署から提供を受けた情報や、検査対象者の指導事業等を行う団体との意見交換等によって得た情報を検査において活用することにより、検査の実効性を確保する。

また、これらの情報等に基づき検査で把握した全県共通の課題・問題点等については、指導部署（必要に応じて指導団体）にも共有し、改善指導等に反映させるよう努める。

(8) 検査指摘事項に対する的確な改善の確保

検査指摘事項に対する的確な改善が確保されるよう、検査書の発出後、指導部署から回付される改善報告書を確認し、検査対象者の改善状況の把握を行うとともに、必要に応じて、指導部署の指導方針について意見交換を行う。また、前回検査指摘事項と同様の検査指摘事項又は重大な事案が検出された検査対象者については、検査対象者における速やかな経営管理態勢の改善が図られるよう、的確な改善に向けた指導部署との連携を強化する。

2 重点検査事項

「信用事業検査の手引き」「共済事業実施機関に係る検査マニュアル」「経済事業を行う農業協同組合連合会に係る検査マニュアル」等の各検査マニュアルに定める事項のほか、重点検査事項は次のとおりとする。

【外部環境の変化の経営への影響等】

- (1) エネルギー・生産資材・食料品等の価格高騰による事業費の増加に伴う経営及び組合員への影響
- (2) 金利上昇に伴う債券（国債等）価格の下落により生ずる評価損の状況と財務への影響

- (3) 金利上昇に伴う借入コスト（設備投資、運営経費等に充当するための借入金）の増加による収支及び業務運営への影響
- (4) 金利上昇等が不動産関連融資先の経営や返済能力に及ぼす影響の把握を含めた管理態勢及び経営への影響
- (5) 自然環境、経済情勢等の変化による各事業の取扱高、財務状況等を中心とした経営への影響及び組合員の農業経営継続のために講じた具体的な支援策とその成果

【法令遵守】

根拠法令に基づいた手続きを適切に履行するための態勢の有効性（農林水産省以外の省庁所管法令を含む）

【マネロン等対策】

- (1) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める「法令上の義務」、関係省庁からの要請に定める「対応が求められる事項」に係るリスク管理態勢の運用の有効性
- (2) 「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」（令和7年9月12日金融庁・警察庁要請）への対応状況

【財務管理態勢】

一般に公正妥当と認められる会計の慣行又は関係法令に従い、財産及び損益の状況を適正に表示する計算書類等を作成するための態勢整備

【業務継続体制】

大規模自然災害の発生時等にあっても、最低限必要な機能、役割を発揮するための危機管理マニュアルや業務継続計画の策定の状況

【信用事業】

- (1) 有価証券等の運用規模も踏まえ、金利の上昇（評価損の拡大）や高止まりに備えたリスク管理態勢の構築に向けた取組状況
- (2) 有価証券に依存した運用構造の中、リスクの分散と収益源の多様化を図るために行う、農業者及び地元企業に対する貸出しの増加に向けた取組状況並びに貸出先の事業実態の把握状況
- (3) 資材等の更なる高騰により厳しい状況に置かれている農業者の経営改善に向けた取組状況

【共済事業】

- (1) 不祥事等のリスク事案の再発防止策
- (2) 満期共済金等の多額の未払に係る対応及びその改善状況
- (3) 高齢者に対する適切な契約の推進（親族等の同席等）
- (4) 不必要な契約及び不正契約の状況並びに防止策

【経済事業】

- (1) 自ら取り組むとしている「農業者の所得向上」に係る具体的な取組内容、その課題・問題点等（合目的性重視の視点で検証）
- (2) 物流効率化に向けた取組状況

【その他】

農業者の所得向上に向けた自己改革を進めていくため、組合員たる農業者、特に担い手と組合の役職員が徹底した話し合いを行い、自己改革の具体的な取組内容を検討し、実践しているか検証する。